

[事案 2021-281] 高度障害保険金支払請求

・令和 4 年 6 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の高度障害状態に該当しないことを理由に、高度障害保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である父が、脳梗塞を罹患し所定の高度障害状態となったため、平成 19 年 8 月に契約した定期保険にもとづき、高度障害保険金を請求したところ、約款所定の高度障害状態に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、歩けると言ってもほんの数歩で、常に転倒の危険があるため介助が必要であり、家の外では杖と補助具が必須である。
- (2)被保険者は、食物の摂取には母親の介助を要しながら約 1 時間かかり、飲み物は左側の口の端からこぼれ、洋服の着脱も介助を得ながら 30 分くらいかかる。また、トイレの後始末は自分ではできず、顔を洗ったり歯を磨いたりする日常動作もしんどい状態であり、母親が常に半径 1 メートル以内に居て、見守り・介助をしている。被保険者の状態は、寝たきりとほとんど変わらない。
- (3)被保険者が死亡、あるいはまったくの寝たきりにならないと保険金を支払わないという保険会社の主張には納得できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、高度障害保険金が支払われる場合について、「被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき」と定めている。そして、「対象となる高度障害状態」として、「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」と定め、更に「常に介護を要するもの」について「食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態」と定めている。
- (2)被保険者は、「食物の摂取」につき「食器・食物を選定すれば自力で可能」であり、「排便・排尿」については「後始末（排泄後の拭き取り）」の介助を必要とするものの、排便・排尿自体は「通常便器で自力で可能」、手すりなどの補助具の使用を前提とすれば「起き上がり」や、約 10 分程度の「座位保持」、「左足に装具を装着して、右手に杖をもって屋内を 10 メートル程度歩行することが可能」であるため、本約款上の高度障害状態に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、高度障害保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了し

た。